平成２７年（フ）第１３２０号
大阪市港区夕凪２丁目15番15号203号
債務者　大塚千代美
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２号
函館市港町１丁目14番18号
債務者　木村かおり
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７２号
函館市青柳町10番３―403号
債務者　柏崎裕美子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１８号
山形県米沢市万世町堂森278番地の17
債務者　伊藤のり子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第４８号
高知県南国市大埇甲1465番地３　山中ハイツⅡ302号
債務者　岡村　正文
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５５号
高知市潮見台３丁目1709番地
債務者　松本　鉄也
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５６号
高知市潮見台３丁目1709番地
債務者　松本　淑子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６５号
高知市横浜西町38番３号
債務者　佐藤　健児
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３号
茨城県土浦市沖宿町1787番地１
債務者　小松崎悦子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２６２号
埼玉県幸手市大字千塚286番地６
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
さいたま市岩槻区東岩槻５丁目９番地17　東荘13号
債務者　新橋　誠一
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
さいたま市南区内谷５丁目４番30号
債務者　稲田　晴美
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
埼玉県上尾市今泉１丁目21番地６　グリーンリーフＢ―102
債務者　市川　　彰
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
埼玉県春日部市藤塚1892番地15　エストグリシーナ106
債務者　深井　恭正
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
埼玉県八潮市大字大瀬1409番地シャトー大杉弐番館103号
債務者　斎藤　　勝
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
埼玉県草加市八幡町577番地11
債務者　鈴木　　茂
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
埼玉県川越市砂新田５丁目33番地９　武蔵野ハイツ２号棟101号室、前住所埼玉県川越市砂新田６丁目17番地５
債務者　岡田　和男
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部